

役員及び評議員等の報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人いしずえ会の定款第9条及び第23条のに基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定において役員とは理事及び監事をいう。

2 報酬等とは、役員及び評議員の職務執行の対価として支払われる報酬及び職務執行に伴い発生する交通費をいう。

(報酬総額)

第3条 各年度の報酬総額は下記のとおりとする。

- (1) 評議員 30万円を限度とする(定款第9条)
- (2) 役員 30万円を限度とする
- (3) 委員 10万円を限度とする

(報酬等の支給基準)

第4条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1による報酬及び別表2による交通費を支給する。

2 評議員が評議員会に出席したときは、前項と同様に支給する。

3 監事が指導監査への立会い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合及び評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、第1項と同様に支給する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

(附則)

第6条 この規定は、平成29年6月20日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表1 報酬

名称	報酬額
理事会	出席各1回 5,000円
評議員会	
監事監査会	
監事による運営指導	
監事の指導監査立会	
評議員選任・解任委員会	

※1 別表1の支給基準に係らず、理事長及び担当理事が監事監査会以下の会に出席したときは基準通りの報酬を支給する。

別表2 交通費

区分	交通費
自家用車	1kmあたり30円
有料道路料金	実費
公共交通機関	実費

※2 自家用車の交通費は、自宅からの往復距離により支給する。

※3 園長である理事には交通費は支給しない。